別表十二（十二）　記載要領

この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第57条の８（特定船舶に係る特別修繕準備金）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十一(十三)を削る。

別表十一(十四)の記載要領第七号中「、所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第61条の３（農用地等を取得した場合の課税の特例）」を削り、同表を別表十一(十三)とする。

別表十一(十五)の表中

農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 （別表十二(十四)「10」）
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 （別表十二(十四)「43の計」）

を

農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 （別表十二(十三)「10」）
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 （別表十二(十三)「43の計」）

に改め、同表の記載要領第１号中「震災特例法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第19条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（第４号(1)及び第５号において「令和６年旧震災特例法」という。）」に改め、同第四号(1)及び第五号中「震災特例法」を「令和６年旧震災特例法」に改め、同表を別表十一(十四)とし、別表十一(十六)を別表十一(十五)とし、別表十一(十七)を別表十一(十六)とし、別表十一(十八)を別表十一(十七)とし、別表十一(十九)を別表十一(十八)とし、同表の次に次の１表を加える。